

令和8年度の国民健康保険(国保)制度の 保険税制度改正について

◇問い合わせ先
税務会計課
☎0279-96-0513

◆令和8年度国民健康保険税について

令和8年度の国民健康保険税は、制度改正により新たに「子ども・子育て支援納付金分」が追加されるなど、各表のとおり変更となりました。

国民健康保険税は前年の収入状況をもとに計算されます。納入通知書などの発送は7月中旬を予定していますので、納付期限までに納めていただきますよう、ご協力をお願いします。

税率等については表1を、軽減割合については表2をご覧ください。

〈表1〉令和8年度国民健康保険税率等改定表

区 分	改定前(令和7年度)			改定後(令和8年度)			
	①医療分	②後期高齢者支援金分	③介護分	①医療分	②後期高齢者支援金分	③介護分	④子ども・子育て支援納付金分
所得割額	5.8%	1.8%	1.7%	5.8%	1.8%	1.7%	0.3%
均等割額(1人あたり)	27,000円	9,000円	10,000円	27,000円	9,000円	10,000円	1,200円 +100円(18歳以上)
平等割額(1世帯当たり)	27,000円	8,000円	8,000円	27,000円	8,000円	8,000円	800円
賦課限度額(課税額の上限)	66万円	26万円	17万円	67万円	26万円	17万円	3万円

〈年齢別負担〉

国民健康保険加入者 (0歳から74歳まで)	①医 療 分：国保に加入するすべての人が負担します。
	②後 期 分：国保に加入するすべての人が負担します。
	③介 護 分：国保に加入する40歳から64歳の人が負担します。
	④子ども分：国保に加入するすべての人が負担します。

※18歳未満(当該年度において18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の国保加入者は「子ども・子育て支援金分」の均等割額が全額軽減されます。

※未就学児(当該年度において6歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の国保加入者は均等割額が5割軽減されます。なお、均等割額が7割・5割・2割軽減されている場合は、軽減後の均等割額からさらに5割軽減されます。

〈表2〉国民健康保険税の軽減判定所得基準改定表

世帯の前年の所得が基準額以下の場合、国保税の均等割額と平等割額が軽減されます。

改 定 前 (令和7年度)	軽減割合	改 定 後 (令和8年度)
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯	7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯
43万円+30万5千円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯	5割軽減	43万円+31万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯
43万円+56万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯	2割軽減	43万円+57万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯

※国保に加入していない世帯主(擬制世帯主)の所得も含めて軽減判定をします。

※給与所得者等の人数が2人以上の場合に、10万円×(給与所得者等の数-1)を加算します。

※世帯主及び国保加入者で所得の「未申告者」がいる場合は軽減になりません。

※「特定同一世帯所属者」とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人で、移行後も継続して同一世帯に属する人です。(世帯構成が変わると対象外になる場合があります。)